

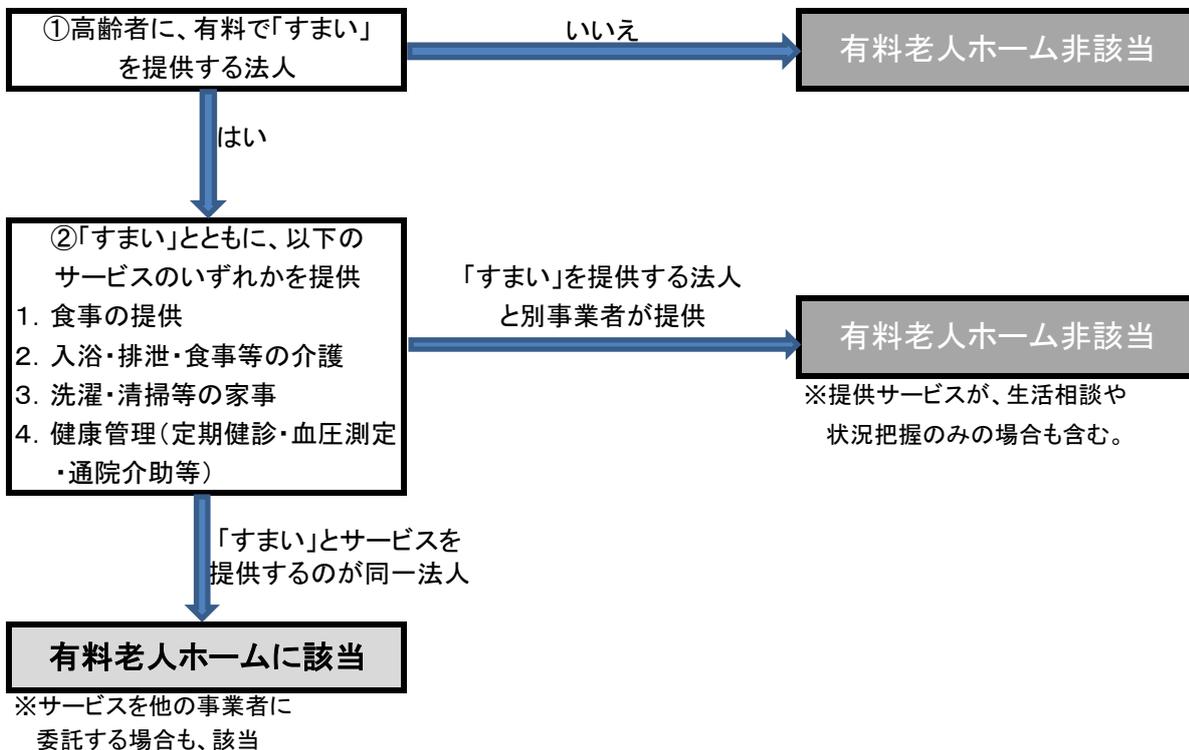
# 建築基準法上の用途及び有料老人ホーム該当・非該当チェックリストについて<参考>

## ◎サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途

サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途については、下表の考え方を  
もとに、個々の建物の利用状況を踏まえて、特定行政庁が判断します。

各専用部分内の設備の有無 (浴室の有無は問わない)	便所・洗面所・台所 が揃っている	便所・洗面所はあるが、台所がない	
老人福祉法上の 有料老人ホームの該当 (※下図チェックリスト参照)	該当・非該当に 関わらず	該当	非該当
建築基準法上の用途	共同住宅	老人ホーム	寄宿舍

## ◎有料老人ホーム 該当・非該当チェックリスト



- サービス内容を確認の上、判断して下さい。
- サービス付き高齢者向け住宅登録に関しては、別途協議が必要ですので、都市計画推進部住宅課(第2庁舎5階)まで。